

三労発基 1226 第 2 号
令和元年 12 月 26 日



独立行政法人労働者健康安全機構
三重産業保健総合支援センター所長 殿

三重労働局長



変異原性が認められた化学物質の取扱いについて（追加）

労働安全衛生行政の推進につきましては、日頃から格段の御理解、御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、標記の件につきましては、先般、三労発基 1127 第 6 号により、計 28 の物質について、変異原性試験の結果、強度の変異原性が認められる旨の意見を得たことをご連絡していたところですが、今般、更に別紙 1 に掲げる計 2 物質についても、学識経験者から、変異原性試験の結果、強度の変異原性が認められる旨の意見を得ました。

つきましては、厚生労働省労働基準局長から別添令和元年 12 月 17 日付け基発 1217 第 1 号をもって、下記の関係団体の長に要請申し上げたところですが、貴団体におかれましても、傘下会員又は傘下事業場等に対し、別紙に掲げる届出物質を製造し、又は取り扱う際には、指針に基づく措置を講ずる等、労働者の健康障害を防止するため必要な措置を講ずるよう周知いただきますようお願いいたします。

記

一般社団法人日本化学工業協会
一般社団法人日本化学品輸出入協会
化成品工業協会
農薬工業会
日本製薬団体連合会